

【県域助成7】

宮城県内において活動する民間の非営利団体へ

令和6年度

## テーマ型募金みやぎチャレンジプロジェクト助成事業

～地域の社会福祉課題解決のための活動資金を宮城県共同募金会と一緒に集めませんか？～

# 実施要項



【実施主体】 社会福祉法人 宮城県共同募金会

## 趣旨

赤い羽根共同募金は、県民の温かい善意とたすけあいの心に支えられ、県内における民間福祉活動の発展、向上に努めて参りました。しかし昨今、少子高齢化や社会経済の低迷等に伴い、格差社会が急速に進展する中、自殺・虐待・いじめ・生活困窮・子どもの貧困・大規模災害による被害の長期化・子育て問題など多様な生活課題を抱え、加えて新型コロナウイルス感染症や不安定な世界情勢の長期化も重なり、市民の生活不安は拡大し、その支援が求められています。

本チャレンジプロジェクトは、共同募金運動の一環として、各団体が取り組む地域の社会福祉課題を多くの方々に伝え、解決するための活動資金を宮城県共同募金会と共に捻出することで、住民やNPOが主体となったサービスを提供し、寄付者の共感や賛同を得ながら新たな募金につなげる目的で実施するものです。

本チャレンジプロジェクトが、地域の社会福祉課題を解決する活動として、効果的・有効的に活用されるよう、皆様方には積極的にご参加ください。

## ■エントリーの応募について

### 1. 応募方法

「エントリー応募用紙（様式第1）」「事業計画書（別紙1）」「事業実施予算書（別紙2）」に必要事項を記入し本会へメール送信してください。また、併せて原本及び必須書類を添付し期日までに本会へ提出してください。

### 2. 応募期間

令和6年9月9日（月）～令和6年10月9日（水）まで 本会必着

### 3. エントリー対象団体及び選考基準

(1) 県内において活動する民間の非営利団体で、下記の要件を満たした団体を対象とします。(個人は対象外)

- ① 県内に活動拠点を置き活動をする団体であること。法人格の有無は問わない。
- ② 3名以上で構成され、団体としての活動実績が原則1年以上であること。
- ③ 団体の会則(定款)・事業計画・予算・決算等が整備され、事業内容や成果及び会計情報を自ら公開できる団体であること。また、団体名義の金融機関預金口座を開設していること。
- ④ 特定の企業、政党、宗教団体等から独立して運営され自主性が保たれていること。
- ⑤ 暴力団をはじめとする反社会的勢力との関りが無いこと。
- ⑥ 1団体1事業、同一事業での継続申請は原則3ヵ年までとし、それ以上の継続については、取り組む社会福祉課題の重要性やこれまでの活動状況により、2ヵ年まで延長します。(※令和5年度エントリー団体(令和6年度事業)より対象となります。)
- ⑦ 継続した申請の場合は、前年度募金実績が10万円以上であること。但し、前年度エントリーが新規の場合は、その限りとししない。

(2) エントリー選考にあたっての基準は、下記のとおりとします。

- ① 地域の社会福祉課題を的確に捉えた課題解決するための事業展開をしていること。
- ② 地域の社会福祉課題を多くの方々に伝え、共同募金の一環として自ら募金活動に積極的に参加できること。
- ③ 課題解決するための事業成果を上げるために、さまざまな人や団体等と協力・連携しながら取り組む工夫がなされていること。
- ④ 事業計画は、実現性の高い内容となっていること。

### 4. 助成対象事業

各団体が行う地域の社会福祉課題解決事業

「誰をも受け入れ、誰もが参加できる地域づくり」

- ・障がいのある人たちへの支援
- ・多様で持続的な当事者活動への支援
- ・外国ルーツの住民の地域への参加や支援

「健康でいきいきと暮らし続けられる地域づくり」

- ・高齢者の孤立を防ぐ活動への支援
- ・地域でいきいきと元気に活躍できる場の創出

「生きづらさを抱える子ども・若者とその家族への支援」

- ・孤独・孤立にある子ども・若者の居場所づくり
- ・こども食堂・フリースクールへの支援
- ・子育て支援
- ・ひとり親家庭に対する支援
- ・ヤングケアラーへの支援
- ・病気を抱える子どもやその家族への支援

「防災・減災活動への支援」

- ・災害に備えた防災・減災活動の支援
- ・災害に備えたボランティア活動などのネットワーク化支援

「生活に困難を抱える人たちへの緊急支援」

- ・経済的困窮にある人への食支援
- ・住まいを失った人への居住支援
- ・DV被害を受けた女性・子どものための相談支援
- ・引きこもり当事者やその家族への支援

「未来を担う子どもや若者への支援」

- ・地域を知り、良くしようと考え行動できる力を育む地域学習や福祉教育支援

※次の事業は対象外

- ① 会員、構成員同士のスキルアップ（技能向上等）や親睦のみを目的とした交流事業
- ② 特定の個人的活動またはそれに類する活動
- ③ 他団体または下部組織への二次助成を目的とした事業
- ④ 行政からの委託事業など公的な制度の中で運営されている事業
- ⑤ 年1回程度のイベント開催事業

## 5. 助成対象費用

対象事業の目的達成のために必要となる直接的な経費を原則とします。

- ① 会議費・研修費・報償費（講師謝礼等）・旅費
- ② 人件費は、役職を問わず申請事業に直接携わる人を特定する場合のみ計上可能としますが、計上できる額は団体に寄せられた募金額の範囲内とします。但し、事業完了時に特定できる書類（契約書の写し等）や、活動状況を確認する書類（勤務表・日報・月報等）提出を必須とします。
- ③ 備品購入費
- ④ 通信費・運搬費・印刷費・保険代ほか

※次の費用は対象外

- ① 団体の組織運営に係る管理経費・人件費（【例】団体の事務職員の賃金や役員報酬等）
- ② 団体スタッフやボランティアの飲食費または事業の振り返りや反省会等に伴う飲食費等

## 6. 助成対象事業実施期間

令和7年度に行われる事業(令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)まで)

## 7. 助成額について

- (1) 1団体あたりの助成申請額は10万円以上(万単位)とします。
- (2) 助成額は、団体に寄せられた募金額に加算額を加えた額とします。加算額は、次の表を目安としますが、予算の範囲内で調整します。原資となる令和6年度募金実績が著しく減少した場合等、加算額に大きく変更が生じることがありますので、予めご了承ください。

<団体に寄せられた募金額>	<共同募金からの加算額>
～ 10万円未満	なし(寄せられた募金額のみ)
10万円～50万円未満	寄せられた募金額×0.7
50万円～100万円未満	35万円
100万円以上	50万円

- (3) 助成事務手数料について

募金の入金管理や広報用資材作成費として、団体に寄せられた募金額の10%を事務手数料としてご負担いただきます。但し、事務手数料の上限は10万円とします。

- (4) 本チャレンジプロジェクトの助成を受けた法人・団体は、原則当該年度における共同募金一般助成(市町村域助成、NHK 歳末を含む)の申請は、対象外とします。

## 8. エントリー団体の決定について

団体からの応募内容については、本会による審査を経てエントリー団体を決定します。決定時期は、令和6年10月下旬を予定しております。

## ■エントリー決定後について

### 1. 募金活動と募金の取扱いについて

#### (1) 募金活動期間

令和6年12月1日（日）から令和7年2月28日（金）まで

#### (2) 募金活動

団体自らが、解決したい課題や解決のための活動を多くの方々に伝えて、募金活動を行います。（【例】振込用紙付きチラシを活用した募金、街頭募金、イベント募金、クレジット募金等）

#### (3) 募金の取扱いについて

集められた募金は「共同募金」として取扱い、全額を宮城県共同募金会へ送金いただきます。必要であれば、本会より寄付者へ領収書を発行します。期間外の募金については、本チャレンジプロジェクトの実績とはなりません。3月から5月までの3ヶ月を期限として、団体実績として取扱います。但し、事務手数料として10%をご負担いただきます。また、それ以降については、本会一般募金の実績として取扱います。予めご了承ください。

### 2. 助成事業の変更・廃止

募金活動終了後、事業内容、総事業費、助成額に変更がある場合は、「変更申請書（様式第3）」を提出してください。また、助成決定後、やむを得ない事情により事業内容を変更・廃止する場合は、本会と協議のうえ、事業着手前に提出し、本会の承認を得ることとします。

### 3. 助成金の申請と交付

助成金の交付を受ける際は、「交付申請書（様式第5）」を提出してください。交付は令和7年5月を予定しております。

### 4. 助成事業明示

助成決定後、助成事業を実施する場合は、「赤い羽根共同募金助成金」で行われていることを必ず掲示・明示してください。

### 5. 助成事業の管理

必要に応じて、助成事業実施状況等を確認するため、令和7年度期間途中で団体広報物や活動写真データの提出及び予算執行状況等の現地調査を行うことがあります。

## ■助成事業完了後について

### 1. 助成事業の完了

助成事業が完了したときは、1ヵ月以内に速やかに指定の「完了報告書（様式第6）」を提出してください。

### 2. 助成金の返還

次の要件のいずれかに該当する場合は、助成金の返還を求める場合があります。

- (1) 本要項に違反している場合
- (2) 不法・不正な行為があった場合
- (3) 助成決定した事業以外の事業等に助成金を充当した場合
- (4) 必要な報告を怠った場合
- (5) その他、本会の指示に従わない、または不相当と認められた場合

### 3. 助成金の余剰が生じた場合

助成事業実施後、助成金の余剰が発生した場合は、共同募金として取扱っていることから、団体に寄せられた募金実績額にかかわらず、余剰金額の全額を本会に返還いただきますので、予めご了承ください。

## ■その他

本要項に定めのない事項については、本会関係規定に基づき決定します。

## ■事業完了までのスケジュール

	内容	時期	備考
1	エントリー申請	9月9日(月)～10月9日(水)まで	様式第1
2	エントリー団体決定	10月下旬	
3	エントリー決定団体説明会	10月30日(水)	
4	チラシの作成	11月	
5	募金活動実施	令和6年12月～令和7年2月	
6	新規エントリー団体中間ヒアリング	1月中旬	
7	募金実績確定	3月	
8	変更申請書・助成交付申請書の提出	4月	様式第3・様式第5
9	助成額決定・助成決定通知書伝達式	4月下旬	
10	助成金交付	5月	
11	課題解決事業実施	令和7年4月～令和8年3月	
12	完了報告書提出	事業年度終了後1ヶ月以内	様式第6

**【問い合わせ先】**

社会福祉法人 宮城県共同募金会

〒984-0051

仙台市若林区新寺一丁目 4-28

TEL 022-292-5001 FAX 022-292-5002

E-mail [post@akaihane-miyagi.or.jp](mailto:post@akaihane-miyagi.or.jp)

ホームページ <http://www.akaihane-miyagi.or.jp>